

子ども・子育て支援新制度施行後の動き と見直しの検討について

(参考資料)

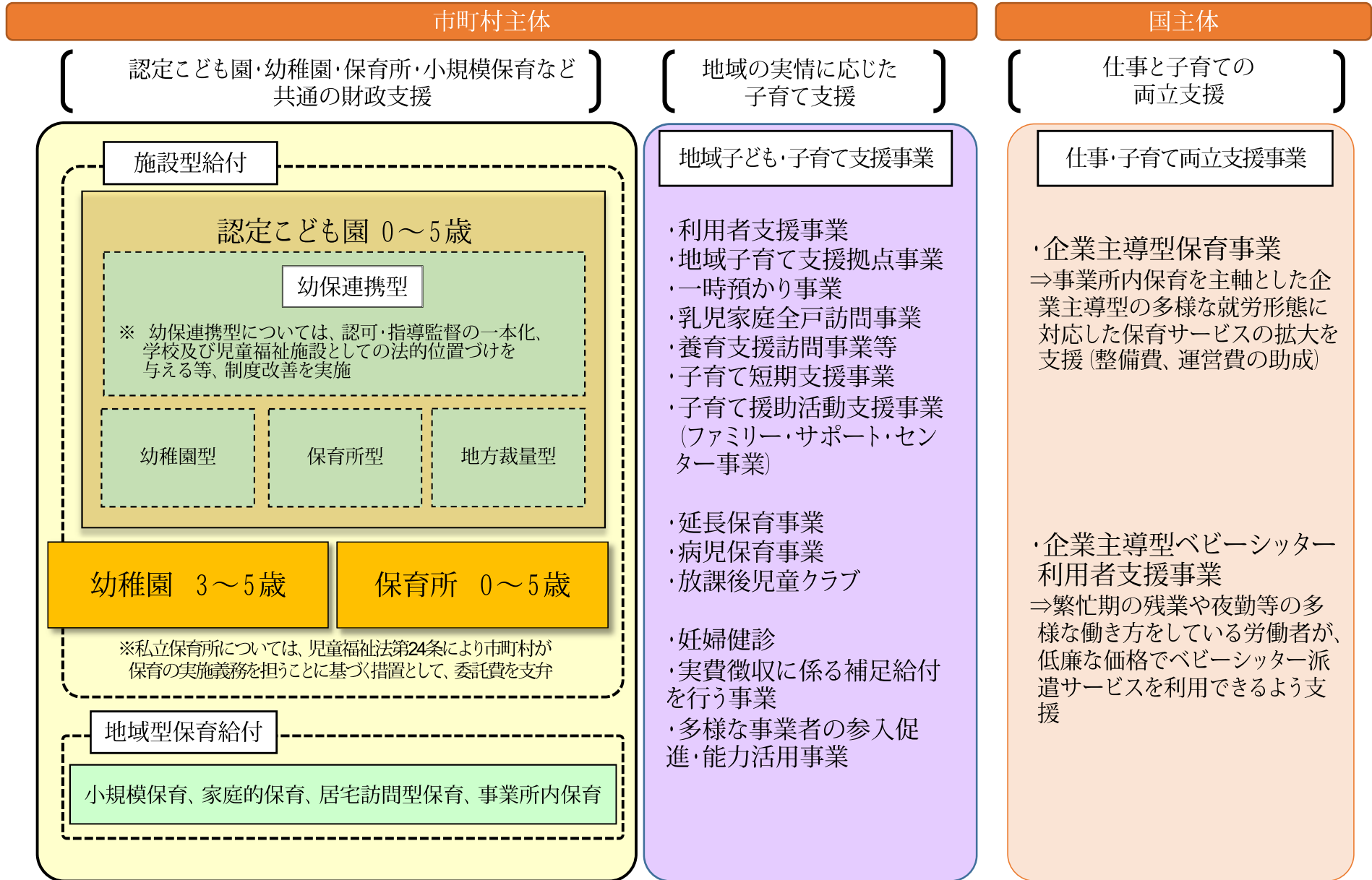
平成30年5月28日

目次

子ども・子育て支援新制度の概要	・・・ P 2
1 新制度施行後の主な動き	
(1) 子ども・子育て支援法、基本指針	・・・ P 13
(2) 量の拡充・質の向上	・・・ P 24
(3) 利用者負担の軽減	・・・ P 34
(4) 公定価格	・・・ P 37
(5) 認定こども園	・・・ P 49
(6) 地域子ども・子育て支援事業等	・・・ P 57
(7) その他	・・・ P 66
(8) 関連閣議決定	・・・ P 72
2 5年後見直しに係る検討について	
(1) ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目	・・・ P 86
イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目	・・・ P 99

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度の概要



地域の実情に応じた子育て支援

- 地域子ども・子育て支援事業
- ・利用者支援事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・一時預かり事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業等
 - ・子育て短期支援事業
 - ・子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
 - ・延長保育事業
 - ・病児保育事業
 - ・放課後児童クラブ
 - ・妊婦健診
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

仕事と子育ての両立支援

- 仕事・子育て両立支援事業
- ・企業主導型保育事業 ⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援 (整備費、運営費の助成)
 - ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 ⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

(5) 認定こども園

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

認定こども園の類型

幼保連携型

幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ。

幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
5,081 H28 (4,001)	3,618 (2,785)	807 (682)	592 (474)	64 (60)

各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成29年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H28	H29		H28	H29		H28	H29
北海道	206	284	石川県	118	145	岡山県	49	62
青森県	208	237	福井県	74	88	広島県	80	111
岩手県	54	63	山梨県	40	50	山口県	39	46
宮城県	26	30	長野県	36	59	徳島県	39	46
秋田県	69	81	岐阜県	59	87	香川県	23	33
山形県	44	60	静岡県	147	194	愛媛県	46	60
福島県	67	76	愛知県	81	123	高知県	32	34
茨城県	181	185	三重県	17	27	福岡県	77	93
栃木県	81	101	滋賀県	58	71	佐賀県	53	66
群馬県	113	159	京都府	38	49	長崎県	104	119
埼玉県	54	70	大阪府	376	505	熊本県	88	110
千葉県	67	103	兵庫県	322	400	大分県	102	113
東京都	109	120	奈良県	31	47	宮崎県	127	160
神奈川県	78	100	和歌山県	31	42	鹿児島県	126	156
新潟県	82	116	鳥取県	32	34	沖縄県	20	37
富山県	68	88	島根県	29	41	合計	4,001	5,081

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較 (主なもの)

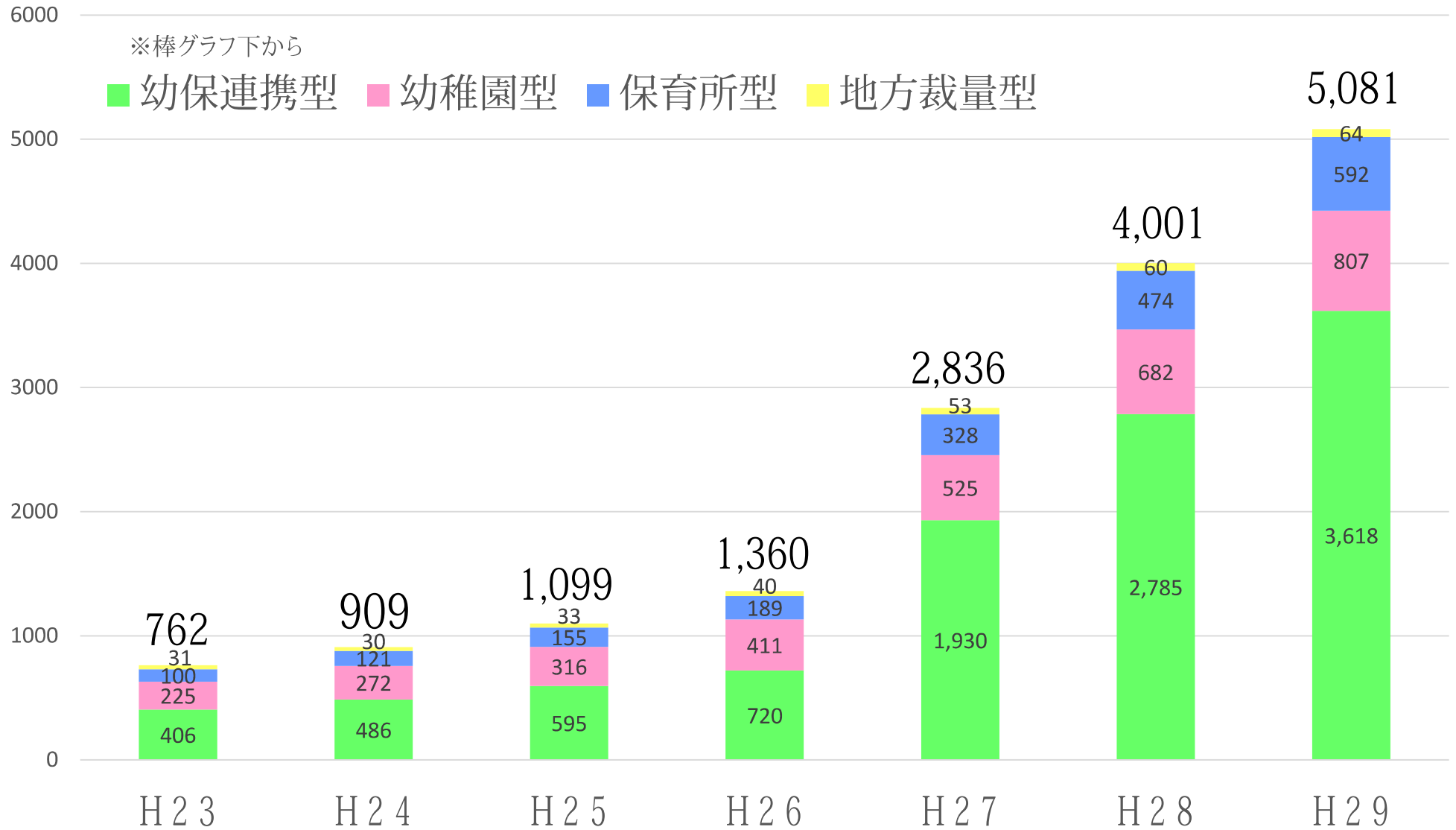
	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭 (注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する 保育に従事する場合は、 保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の 併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参酌基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則 (弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1) 一定の経過措置あり

注2) 施設整備費について

- ・安心こども基金により対象となっていた各類型の施設整備に係る費用については、新制度施行後においても引き続き、認定こども園施設整備交付金や保育所等整備交付金等により、補助の対象となります。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

認定こども園数の推移



(平成29年4月1日現在)